⑹　支払期限の繰上げ

国は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された支払期限を繰り上げることができること。

ア　国において、債務者が国の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。

イ　債務者が分割された償還金額についての支払を怠ったとき。

ウ　債務者に次の理由が生じたとき。

㈠　強制執行を受けたこと。

㈡　租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

㈢　その財産について競売の開始があったこと。

㈣　破産の宣告を受けたこと。

㈤　解散したこと。

㈥　債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。

㈦　㈣から㈥までに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての精算が開始されたこと。

エ　支払の猶予の決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

オ　その他国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により支払の猶予に係る支払期限によることが不適当となったと認めるとき。

⑺　担保の提供

国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供しなければならないこと。

⑻　増担保の提供等

国において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、国の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

様式第５号（第３条関係）

立替金償還免除申請書

年　　月　　日

防衛大臣　殿

（　　防衛局長（東海防衛支局長）経由）

債務者　住所

氏名又は名称

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和５年法律第26号）第17条第１項の規定により立替えを受けた訴訟に関する費用の立替金について、下記のとおりその償還の免除を申請します。

記

１　償還の免除を受けようとする金額：　　円

２　償還の免除を受けようとする理由：

○防衛省令第十三号

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）第十五条の規定に基づき、並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律施行令（令和五年政令第二百五十六号）第二条及び第四条の規定を実施するため、日本国の自衛隊と

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律施行令第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令を次のように定める。

令和五年八月二日　　防衛大臣　浜田　靖一

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律施行令第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令

（あっせんの申請手続）

第一条　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間のアクセス及び協力の円滑化に関するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号。以下「法」という。）第十五条の規定による特殊海事損害賠償請求あっせん申請書により行う特殊海事損害賠償請求あっせんの申請は、別記様式第一号による特殊海事損害賠償請求あっせん申請書によりなければならない。

（訴訟費用立替申請書等）

第二条　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律施行令（令和五年政令第二百五十六号。以下「令」という。）第二条第一項の申請は、令第二条第一項に掲げる費用の立替えを受けようとする別記様式第二第一号による訴訟費用立替申請書により、同条第一項に掲げる費用の援助を受けようとする者にあっては別記様式第二第二号による訴訟費用立替申請書により、同条第一項に掲げる事項の援助を受けようとする者にあっては別記様式第二第三号による訴訟費用援助申請書により、それぞれしなければならない。

（償還金支払猶予申請書等）

第三条　令第四条第一項の申請は、償還金の支払の猶予を受けようとする者にあっては別記様式第四号による償還金支払猶予申請書により、立替金の償還の免除を受けようとする者にあっては別記様式第五号による立替金償還免除申請書によりしなければならない。

（申請の経由）

第四条　前三条の規定による申請は、法第十五条に規定する特殊海事損害に係る事故（以下本条において「事故」という。）の発生地を管轄する地方防衛局長（当該発生地が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあっては、東海防衛支局長）を経由して、事故の発生地を管轄する地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下本条において同じ。）が明らかでない場合にあっては防衛大臣が指定する東海防衛支局長を経由して防衛大臣にしなければならない。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

（別記）

様式第１号（第１条関係）

特殊海事損害賠償請求あっせん申請書

年　　月　　日

防衛大臣　殿

（　　防衛局長（東海防衛支局長）経由）

申請者　住所

氏名又は名称

下記の特殊海事損害について、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和５年法律第27号）第15条に規定する特殊海事損害の賠償の請求に関するあっせんを申請します。

記

１　特殊海事損害の内容

⑴　事故発生日時：　　年　　月　　日　　時　　分頃

⑵　事故発生場所：